

「早川町内奈良田地区発生土仮置き場（更新）」及び「早川町内塩島地区（下流）発生土仮置き場」（報告日：H30. 6. 15）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日:H30. 10. 12)	事業者の対応状況
1	<p>今回計画した環境保全措置に基づき、自然環境や住民の生活環境等に影響が生じないように、環境に配慮し、安全かつ着実に工事を進めること。</p> <p>補強土壁については安全が確保される構造とし、要対策土が飛散流出することのないよう、日常的な維持管理を徹底すること。</p> <p>また、発生土置き場等が集中している塩島地区においては、工事の平準化及び車両の運行の分散化について十分配慮すること。</p>	<p>「早川町内奈良田地区発生土仮置き場における環境保全について」及び「早川町内塩島地区(下流)発生土仮置き場における環境保全について」（以下、2件を「環境保全について」という）に記載のとおり、補強土壁については安定計算を実施し、安定が確保される構造としたほか、盛土を遮水シート等で覆うことで要対策土の流出及び飛散を防止する計画としました。</p> <p>また、盛土造成工事中および仮置き期間中においては、発生土仮置き場の管理計画に基づき、定期的に仮置き場の巡回点検を行う計画です。</p> <p>工事用車両の運行にあたっては、複数の発生土仮置き場への運搬を考慮し、県道37号を運行する上限として465台/日を設定し、管理しているほか、早川町内のお住いの方々の日常生活や一般交通への影響を軽減するため、「早川町内における土砂運搬対策推進協議会」に参加し、関係事業者と連携しながら工事用車両の運行計画を調整しております。</p> <p>工事の実施にあたっては、環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。</p>
2	<p>工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合は、原因を十分に把握した上で、追加的な環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を図るよう努めること。</p>	<p>事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。</p> <p>引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。</p>
3	<p>工事中の事後調査及びモニタリングについて確実に実施するとともに、その結果については、分かり易く丁寧な内容で公表すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。</p> <p>引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。</p>
4	<p>仮置き場に搬入する発生土は、可能な限り早期に撤去し、適正処理すること。</p>	<p>要対策土の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。</p> <p>仮置き場に保管している要対策土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。</p> <p>要対策土を含まない発生土の最終的な活用方法については、各自治体と調整のうえ、公共事業等にご活用いただくことを基本と考えています。</p> <p>早川町内の仮置き場に保管している要対策土を含まない発生土の最終的な置き場については、山梨県が実施する早川芦安連絡道路事業や早川町が実施する西之宮地区災害復旧用資器材置場整備事業等に順次運搬、活用しています。</p>